

## みやま市農業委員会総会議事録

- 日 時 令和元年10月10日 午後1時30分～午後2時35分
- 場 所 みやま市役所高田支所会議室
- 出 欠 者 出席者 19名 欠席者 0名
- 議 事
1. 開 会
  2. 付議事案
    - 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について
    - 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
  3. 協議事項
    1. みやま市の地域の農業の振興に関する計画の変更に係る意見並びにみやま市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
  4. 報告事項
    1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
    2. 使用貸借解約通知について
  5. 閉 会

出席委員（19名） 会長 徳 永 順 子

議席番号	氏 名
1番	山 下 秀 徳
3番	河 野 正 春
5番	原 田 龍三郎
7番	野 田 恵 次
9番	岡 田 佳 子
11番	嶋 芙 沙子
13番	大 城 祐 吉
15番	河 野 和 夫
17番	内 藤 秋 彦
19番	徳 永 順 子

議席番号	氏 名
2番	新 開 文 則
4番	河 野 義 明
6番	佐 藤 典 美
8番	加 藤 和 己
10番	田 崎 明
12番	木 下 正 信
14番	中川原 大 吉
16番	平 川 弘 義
18番	池 田 正 幸

欠席委員（0名）

出席推進委員（18名）

座席番号	氏 名
21番	田 中 良 和
23番	石 橋 直 幸
25番	松 尾 正 巳
27番	篠 崎 宣 治
29番	松 尾 一 則
32番	河 野 通 成
34番	大 城 政 英
36番	古 賀 勝 則
38番	末 吉 智 宣

座席番号	氏 名
22番	森 静 男
24番	江 崎 須三信
26番	堤 貴 大
28番	上 原 充
30番	柿 原 廣 典
33番	川 口 広 樹
35番	山 下 久 弥
37番	武 藤 睦 夫
39番	岩 屋 明

本会議に出席した事務局職員

事務局 長	池 田 政 俊
事務局 係長	相 地 智 輝
事務局	江 崎 浩
事務局	田 中 砂 希

○事務局（池田）

それでは、ただいまから令和元年10月定例総会を開催させていただきます。  
開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

○事務局（池田）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
推進委員は18名の委員に出席いただいています。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号5番原田龍三郎委員、同じく6番佐藤典美委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の相地智輝君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（田中）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見を申し上げます。

○22番（森）

先月30日に現場を確認いたしました。問題はないと。書類も確認いたしました。問題はないと思われ。それで、贈与となっておりますが、これは親子でございますのでよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第23号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（田中）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。

なお、譲受人の耕作面積が5反未満ではありますが、耕作利便のための一体利用によるもので要件を満たしております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○25番（松尾）

9月30日に現地を確認いたしました。申請書及び現地等の確認をしましたが、地元推進委員としては問題ないと思われしますので、皆様の御審議の方よろしく願います。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第23号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（田中）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○34番（大城）

申請書及び現地等の確認をしましたが、地元推進委員としては問題ないと思われしますので、皆様の御審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第23号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（田中）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。

なお、譲受人の耕作面積が5反未満ではありますが、法人への貸付によるもので要件を満たしております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○36番（古賀）

9月27日に江浦校区の役員2名で現地を確認しました。申請書及び現地等の確認をしましたが、地元推進委員としては問題ないと思われますので、皆様の御審議の方お願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第23号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

資料5ページをごらんください。農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に埋蔵文化財発掘調査のために一時転用するものです。

資料6ページをごらんください。東は道路、西は水路、北は水路、南は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。

なお、この後の5条申請と一体で申請がなされたものです。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○27番（篠崎）

10月7日現地確認しましたが、問題ないかと思っておりますので、御審議の方よろしく願います。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員長（中川原）

10月7日の午後から農地委員並びに地元推進委員、農業委員、事務局8名で現地を調査しましたが、申請書並びに現地、問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第24号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

資料7ページをごらんください。農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に資材置場建設のために転用するものです。

資料8ページをごらんください。東は道路、西は水路、南は田、北は水路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下及び周辺水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○27番（篠崎）

これも10月7日現地確認いたしました。問題ないかと思っております。よろしくお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員長（中川原）

同じく7日に現地を確認しましたが、何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号2番について説明してください。

**○事務局（相地）**

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

資料9ページをごらんください。農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に埋蔵文化財発掘調査のために一時転用するものです。

資料10ページをごらんください。東は道路、西は水路、南は道路、北は水路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

**○議長（徳永）**

次に、地元委員の意見をお願いします。

**○27番（篠崎）**

これも10月7日現地確認いたしております。問題ないかなと思うので、よろしく申し上げます。

**○議長（徳永）**

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

**○農地委員長（中川原）**

同じく7日に見ましたが、一応面積がおおよそですが、私が全体で入れたところ4.6ヘクタールぐらいあるということで、みやま市というか、企業を誘致するための土地だそうです。一応一枚一枚泥を、表土を剥ぐって埋蔵文化財を確認した上でやるということで、おおよそ3年間は一時転用ということで、もし来なかった場合はまた元に戻すと。農地にまた戻して作られるという形だそうですので、市がやることで何ら問題ないと思いますので、審議よろしく申し上げます。

**○議長（徳永）**

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号3番について説明してください。

**○事務局（相地）**

整理番号3番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

資料11ページをごらんください。農地の広がり10ヘクタール未満の宅地化が著しく進行している区域内に散在する第三種農地に住宅を建築するために転用するものです。

資料12ページをごらんください。東は宅地及び畑、西は宅地、南は宅地、北は道路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下及び周辺水路へ放流します。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し周辺水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（篠崎）

これも10月7日現地確認をさせていただきましたが、何ら問題ないかと思われまので、よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員長（中川原）

これも同じく7日に見ましたが、ぐるっと住宅で囲まれている中に畑があって、そこに家をまたつくるといふことで、何ら問題ないと思っております。審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号4番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号4番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

資料13ページをごらんください。農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に建売住宅6棟を建築するために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落接続」を適用しております。

資料14ページをごらんください。東は道路、西は宅地、南は水路、北は宅地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下及び周辺水路へ放流します。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し、周辺水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○22番（森）

10月7日に役員と地元役員で現地確認いたしました。何ら問題はないと思われまので、よろしくをお願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員長（中川原）

これも同じく7日に現地確認をしましたが、6棟ということで、西の方も宅地になっておりますので、そのとき日照権とか前いろいろ言ったけど、今は日照権もないということで、何ら近隣の田んぼに被害が出るとか、そういうのもないし、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

**○議長（徳永）**

ただいま整理番号4番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号4番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第26号について説明をしてください。

**○事務局（江崎）**

議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

議案書7ページをお願いいたします。周年契約は、田10万7,111平方メートル、畑8,859平方メートル、合計11万5,970平方メートルで、件数は41件、筆数86筆となっています。

期間借地は、田4万4,088平方メートルで、件数8、筆数17筆です。

内容につきましては、9ページ以降に各筆別明細をつけております。事前に議案書を送付しておりますので省略いたします。

議案書17ページをごらんください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入れが1件、機構への売渡が3件となっています。

内容につきましては、次のページに記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま議案第26号について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第26号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

続きまして、2. 協議事項、第1号の「みやま市の地域の農業の振興に関する計画の変更に係る意見並びにみやま市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題といたします。

本日は、所管の農林水産課から出席をいただいております。

それでは、計画変更の除外、整理番号1番について説明をしてください。資料は別紙でもらっているやつがございますので、それを出してください。分厚いやつです。よろしいですか。目次に令和元年度前期農振と書いてあるやつです。

#### ○農林水産課農政係（猿本）

皆さんこんにちは。みやま市役所農林水産課の猿本です。本日は農振担当の二宮と参っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

まず、個別案件の説明の前に、農業振興地域整備計画変更の手續等について、簡単に説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更の中には、除外・編入・用途区分の変更、この3つがあります。簡単に説明させていただきますと、農地を住宅や店舗など農地以外に転用するとき、その土地が農振農用地域である場合は、農地転用許可申請の前に農用地区域から除外をする手續が必要になります。1つが除外ですね。それと、農地を新しく農振農用地域に入れたい場合は農用地区域への編入の手續があります。例えば、もう除外地であっても実際農地として活用されてあって、いろんな国、県の補助事業を受ける場合は、農振農用地域でなければその補助を受けられませんので、編入するケースもあります。それと、農振農用地域で農業用施設、例えば、農業用倉庫とか建てたりする場合、そういった場合が用途区分の変更と言います。用途区分の変更につきましては、農振農用地域内で用途区分の変更をするという形になりますので、除外の手續にはなりませんので、よろしく願いいたします。この変更の手續は年2回受付をしております。大体前期が5月15日から6月14日、後期が11月15日から12月16日まで、年2回受付をしてきております。大体許可がおりるのは10カ月ぐらいかかっておりますので、申請者の方には大体10カ月ぐらいかかりますよという形で御案内をしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、個別案件について、担当の二宮から説明をしていきますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### ○農林水産課農政係（二宮）

それでは、私のほうから説明させていただきます。

まず、除外の1件目から行きたいと思えます。3ページからです。

除外の1件目、山川町清水の地目、田んぼ及び畑の農振除外です。面積は635平方メートルとなっております。資料につきましては、3ページからいきまして、字図、位置図、写真図、箇所図、そして最後に8ページに配置図という形になっております。

転用事業者につきましては、隣の地において現在肥料販売業を行っております。今回の申出地を資材置場及び駐車場として転用していくために今回申し出をされているところです。以上です。審議よろしく願いします。

#### ○議長（徳永）

この件については、正副会長と3常任委員会の委員長で組織する農振除外等現地調査委員で現地を確認しております。全部でみやま市内、今回11カ所回っております。そのときに担当された委員さんたちからそれぞれ報告を受けたいと思っておりますので、1番の担当になられている委員さんは調査報告の意見をお願いいたします。

#### ○14番（中川原）

先ほど会長のほうから言われたように、ちょっとややこしい、いろいろ言われたけど、正副会長さんと委員長と3名の委員で、8名で現地調査をきのうおととい、昼から回りました。

1番に関しては言われたとおり、隣が手狭になったということで除外ということで申請が  
ありましたが、皆さん別に何ら問題ないということでした。報告を終わります。

**○議長（徳永）**

ただいま計画変更の除外、整理番号1番について説明及び報告がありました。何か御質問、  
御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようです。計画変更・除外、整理番号1番は異議なしでよろしいで  
すか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号1番を異議なしといたします。  
続きまして、整理番号2番について説明してください。

**○農林水産課農政係（二宮）**

整理番号2番について説明いたします。

2番、高田町田浦、地目が畑に関する農振除外です。面積は314平方メートルを予定して  
あります。

資料については、9ページからになっております。めくっていただいて、字図、位置図、  
箇所図、写真図、そして最後に配置図ということで載せております。

転用者は、集落の自治会になっております。今回、納骨堂に対する駐車場及び進入路を新  
たに確保するために今回の申し出に至っております。御審議よろしく願いいたします。

**○議長（徳永）**

それでは現地調査の意見ををお願いします。

**○14番（中川原）**

同じく8日に回りまして、ちょっと小高い山というか、そういうところですので、上に集  
落の納骨堂があるということで、もう今は車で رفتりするために今度つくられるであらう  
と思います。それを見まして、何ら問題はないということですので、審議よろしく  
お願いします。

**○議長（徳永）**

ただいま計画変更の除外、整理番号2番について説明及び報告がありました。何か御質問、  
御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようです。計画変更・除外、整理番号2番は異議なしでよろしいで  
すか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号2番を異議なしといたします。  
続きまして、整理番号3番について説明してください。

**○農林水産課農政係（二宮）**

整理番号3番について説明いたします。

瀬高町小田、地目が畑に関する農振除外になります。資料は15ページからになっておりま

す。15ページから字図、位置図、箇所図、写真図、そして最後に配置図や宅図のようなものが添付されております。除外の面積は539平方メートルのうち330.78平方メートルとなっております。

転用者は地主の家族になっております。今回申出地に自己用住宅を建設するために今回申し出に至っております。説明は以上です。よろしくお願ひします。

○議長（徳永）

それでは、調査結果の意見をお願いします。

○11番（嶋）

これも10月8日にみんなで回りました。資料も確認し現地も見ましたが、何ら問題ないと思われます。よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号3番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようでのので、計画変更・除外、整理番号3番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようでのので、計画変更の除外、整理番号3番を異議なしといたします。

続きまして、整理番号4番について説明してください。

○農林水産課農政係（二宮）

整理番号4番について説明いたします。

山川町立山、地目が田んぼに関する農振除外です。資料は24ページからになります。めくっていただいで、字図、位置図、箇所図、写真図、そして最後に配置図や実際に建つ図面等がついております。除外の面積は536平方メートルになります。

転用者は隣接地の土地において米穀店を営んであります。今回、申出地に事業用の倉庫及び駐車を整備するために今回の申し出に至っております。以上です。審議よろしくお願ひします。

○議長（徳永）

続きまして、調査結果の意見をお願いします。

○11番（嶋）

これも8日に回りました。説明がありましたように、別に問題はないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号4番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようでのので、計画変更・除外、整理番号4番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号4番を異議なしといたします。  
続きまして、整理番号5番について説明してください。

○農林水産課農政係（二宮）

整理番号5番について説明いたします。

山川町甲田、地目が畑に関する農振除外です。資料は32ページからになります。進んでいただいて、字図、位置図、箇所図、写真図、そして配置図となっております。除外の面積については180平方メートルです。

転用者は隣接に在住してあります。今回、申出地を自分のうち用の駐車場として利用するために今回申し出に至っております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

続きまして、調査結果の意見ををお願いします。

○11番（嶋）

これも8日に回りました。資料を確認、現地確認、別に問題はないと思われまので、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号5番について説明及び報告がございました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。計画変更・除外、整理番号5番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号5番を異議なしといたします。  
続きまして、整理番号6番について説明してください。

○農林水産課農政係（二宮）

整理番号6番について説明いたします。

瀬高町小川、地目が畑に関する農振除外です。資料は38ページからになります。めくっていただいて、字図、位置図、箇所図、そして写真図、最後に配置図という形でつけております。除外の面積は409平方メートルです。

転用者は近隣地においてレンタカー事業を行っている親族になります。今回、申し出されている土地を貸し駐車場として利用していくために今回申し出を行っております。説明は以上です。審議よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

続きまして、調査結果の意見ををお願いします。

○2番（新開）

8日に役員みんなで行きましたが、周り近辺家が建っていますので、これは認めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号6番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

○2番（新開）

今、ほかもあったんですけど、この周り近辺の承諾とかは問題なかったんですかね。住んでいる人たちの、造成するときに住宅ばかりだからここの周りは。

○1番（山下）

現在がここは、うちのお宮の前のところやろう。大体畑やんね、ここはもう。地が、墓になっとなつちゃん……（発言する者あり）

そいけんが、いや、別に家ちゅうことやなくて、俺は何もせんだつちゃよかつたつじやろうかと思うた訳、正直なところは。小川の。

そいけん、新開君が今そういうことでもいいよつちゃろう。

○議長（徳永）

委員長で見てもらっているんです。

○1番（山下）

うん、そりけん私は、見らんでも何でもよかけん、現場は知っておるけどね。そこら辺はどうすれば、私はどうすりゃよかつかなと思うて。地元の農業委員としてはどういうふうにすればよかつかなという質問。

○事務局（池田）

今の質問ですけれども、今お手元に別紙の用紙で一枚物、農業振興地域整備計画変更に関する事前説明書というのを配付しておると思います。一番下に一枚物の紙で。

○議長（徳永）

一枚物の紙で。みやま市農業振興——そうです。

○事務局（池田）

これについて、議事が終わってからまた説明はしようかなと思っていたんですが、地元農業委員さんについては、転用計画者からこういった事前説明に農業委員さんのところに来ていただくということになります。以前は地元農業委員さんの署名捺印を多分いただいていたと思いますけれども、今年から転用計画してある方が一応地元の委員さんに説明をするということにしてもらっています。その分で地元委員さんは特段そこに何か問題があれば、そのときに転用計画者に何か言っていただくということになろうかと思っています。

○1番（山下）

まだ出番やないということだね。

○事務局（池田）

段取りとしましては、こういった除外とかが出た後に、その除外の許可が出たら、今度転用の申請ということになりますので、そのときは今度隣接農地のアンケートとかということで、隣接地の方への説明とかが出てくるというふうになります。

○1番（山下）

はい、わかりました。

○議長（徳永）

よろしいですか。

ほかに何か御質問……

○農林水産課農政係（二宮）

済みません、追加でちょっと説明させていただきます。農振除外の申請を受ける際には、先ほど言った説明をしてから申請をしてくださいということで申請者側には説明をしております。今回の案件につきましても、タイミング的に6月とか5月とかに受け付けているものに

なりますので、もしかしたら前任者の方とかにも説明をして印鑑をもらっている。申請をいただいているというケースがほとんどになりますので、ちょっと変わったタイミングであると、その事実を知らないということもあり得るかと思っておりますので、今回は御了承ください。

**○1番（山下）**

はい、わかりました。

**○議長（徳永）**

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようです。計画変更・除外、整理番号6番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号6番を異議なしといたします。

続きまして、整理番号7番について説明をしてください。

**○農林水産課農政係（二宮）**

整理番号7番について説明いたします。

山川町北関、地目が田んぼ、全2筆に関する農振除外です。資料は44ページからになっております。進んでいただいて、字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図や宅図という形で資料がついております。除外の面積は599平方メートルです。

転用者が地主の家族で現在も市内に在住してあります。今回、申出地に自分用の住宅及び倉庫を建設するために今回の申し出に至っております。説明は以上です。よろしくお願ひします。

**○議長（徳永）**

続きまして、調査結果の意見をお願いします。

**○2番（新開）**

8日に回りましたが、問題ないということで思いますので、よろしくお願ひいたします。

**○議長（徳永）**

ただいま計画変更の除外、整理番号7番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようです。計画変更・除外、整理番号7番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号7番を異議なしといたします。

続きまして、整理番号8番について説明してください。

**○農林水産課農政係（二宮）**

整理番号8番について説明いたします。

瀬高町小川、地目が田んぼに関する農振除外です。資料については、52ページからになっております。進んで、字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等になっております。

転用者は、隣地において飲食店を経営してあります。今回、申出地に店舗及びその駐車場を整備するために今回の申し出を行ってあるものです。説明は以上です。御審議をお願いします。

○議長（徳永）

それでは、調査結果の意見をお願いします。

○10番（田崎）

10月8日に現地調査、書類確認をいたしました。一応瀬高のうどん屋の隣です。何ら問題ないと思います。特に農産物の販売所を設けたところの除外申請地でございます。以上です。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号8番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。計画変更・除外、整理番号8番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号8番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の編入、整理番号1番について説明してください。

○農林水産課農政係（二宮）

編入に関しての説明に移りたいと思います。

整理番号1番、山川町河原内に関する編入です。地目は畑になっております。ページで言うと59ページからの資料になっております。進んでいただいて、字図、位置図、箇所図、写真図となっております。編入の面積は4,672平方メートルです。

当該地につきましては、昭和61年、旧山川町時代の農振整備を行った際に除外地になっておるようですが、現状はミカンの園地として利用されております。優良農地として今後も維持管理を行っていただくために今回編入手続を行うものです。御審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

○10番（田崎）

10月8日、現地、書類も確認をいたしました。ミカン園で立派に管理してあります。それで、何ら問題ないと思います。山川の蒲池山の堤のすぐ北の方の山の中でございますので、非常によく管理して何ら問題ないと思います。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の編入、整理番号1番について説明及び報告がありました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、計画変更・編入、整理番号1番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の編入、整理番号1番を異議なしといたします。  
続きまして、計画変更の用途区分の変更、整理番号1番について説明してください。

**○農林水産課農政係（二宮）**

用途区分変更の説明のほうに移っていきます。

整理番号1番、山川町甲田、地目が田に関する用途区分変更となります。資料については64ページからになっております。進んで字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図となっております。用途区分変更の面積が2筆で196平方メートルです。

転用者につきましては、近隣にて現在も農業を営んであります。今回、自分用の農業用倉庫を確保するために申し出に至っているものです。よろしくお願いいたします。

**○議長（徳永）**

現地調査からの調査結果の意見ををお願いします。

**○12番（木下）**

同じく8日に現地並びに書類等を確認いたしました。何ら問題ないと思われ。よろしくお願いいたします。

**○議長（徳永）**

ただいま計画変更の用途区分変更、整理番号1番について説明及び報告がありました。  
何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、計画変更・用途区分変更、整理番号1番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、計画変更の用途区分変更、整理番号1番を異議なしといたします。

続きまして、整理番号2番について説明してください。

**○農林水産課農政係（二宮）**

用途区分変更の整理番号2番について説明いたします。

瀬高町大江、地目が田に関する用途区分変更手続です。資料は71ページからになっております。めくっていただいて、字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等になっております。用途区分変更の面積については750平方メートルです。

転用者は、近隣にて農業を営んであります。今回、自分用の農業用倉庫確保のためにこの申し出に至っております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（徳永）**

現地調査員からの調査結果の意見ををお願いします。

**○12番（木下）**

8日に同じく現場並びに書類等を確認いたしました。何ら問題ないと思われ。よろしくお願いいたします。

**○議長（徳永）**

ただいま計画変更の用途区分変更、整理番号2番について説明及び報告がありました。  
何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、計画変更・用途区分変更、整理番号2番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の用途区分変更、整理番号2番を異議なしといたします。

それでは続きまして、3. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が23件出されております。内容については、所有権移転が2件、転用が14件、設定が5件、自作が2件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第2号、使用貸借解約通知について、届出が6件出されております。内容については、転用が3件、自作が2件、設定が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。